

# 避難行動要支援者避難支援プラン

## (全体計画)



平成26年 5月

柳津町

## 1、計画の目的

近年、集中豪雨や台風による風水害、火山噴火、新潟県中越沖地震、岩手・宮城内陸地震、東日本大震災など、全国各地で大きな災害が発生している。

このような、大規模な災害が発生した場合、高齢者や障がい者等の中でも特に自ら避難することが困難な方々（いわゆる避難行動要支援者）は、被害を受けやすい弱い立場にあるため、避難支援対策の充実強化が求められている。

町は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安心安全体制を強化することを目的としており、対策を円滑に進めるためにこのプランを定める。

## 2、対象地域

このプランは、柳津町全域を対象とする。

## 3、全体計画・個別計画

このプランは、避難行動要支援者の避難支援対策の全体像を把握するため、目的や対象とする避難行動要支援者の範囲、収集する避難行動要支援者情報及び、個人情報の取り扱い方針など、避難行動要支援者避難支援対策に関する基本的な計画である「全体計画」について定めることとする。

「誰が、誰を、どこに、どのように避難支援する」という具体的な計画である「個別計画」については、全体計画策定後に定めることとする。

## 4、対象とする避難行動要支援者

このプランの対象とする避難行動要支援者は、柳津町地域防災計画等に基づき、生活の基盤が自宅にある者のうち、次の基準に該当する者とする。

- 要介護認定3～5を受けている者
- 身体障害者手帳1・2級所持者（内部疾患を除く）
- 療育手帳A所持者
- ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯員
- その他災害時支援を必要とする者（精神障がい者、難病患者など災害時に支援が必要となる者）

## 5、管理する避難行動要支援者情報

対象となる避難行動要支援者の範囲や避難行動要支援者の概数等の全体像を把握する必要があるため、次の情報から抽出した避難行動要支援者情報を収集し、柳津町地域防災計画上必要な課で管理する。

- (1) 住民基本台帳
- (2) 介護保険被保険者台帳
- (3) 身体障害者手帳所有者情報
- (4) 療育手帳所有者情報
- (5) 精神障害者保健福祉手帳所有者情報
- (6) 高齢者世帯状況調査
- (7) その他難病患者情報等

## 6、収集する避難行動要支援者情報

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) その他避難支援等の実施に関し必要な事項

## 7、個人情報の取り扱い方針

### (1) 避難行動要支援者情報の収集及び共有の方法

避難行動要支援者情報の収集及び共有の方法は、関係機関共有方式とする。

### (2) 個人情報保護条例の遵守

平常時において、避難行動要支援者の個人情報を収集、目的外利用及び外部提供することについては、柳津町個人情報保護条例第5条、第6条及び第8条第2項第1号、第2号及び第4号の規定を適用する。

緊急時（災害時）において、避難行動要支援者の個人情報を収集、目的外利用及び外部提供することについては、柳津町個人情報保護条例第8条第2項第3号の規定を適用する。

### (3) 守秘義務の確保

#### (ア) 地域の避難支援団体への避難行動要支援者情報の提供

地域の避難支援団体（以下「支援団体」という。）へ避難行動要支援者情報を提供する場合は、個人情報の取り扱いについて記載した協定書を取り交わし、守秘義務を確保することとする。

尚、支援団体は次のとおりとする。

- ①消防機関
- ②警察機関
- ③柳津町民生児童委員協議会

#### (イ) 提供情報の利用方法

支援団体における提供情報の利用方法は、以下のとおりとする。

##### ○平常時

災害時の対処方法等について、打ち合わせを行うなど、避難行動要支援者への支援の強化

##### ○緊急時

避難行動要支援者への情報提供、避難支援・誘導及び安否確認

#### (ウ) 緊急時の定義

本町では、風水害等により人的被害が発生する可能性が高まったと判断する地区に対して、避難に関する情報を提供し、通常行動の出来るものは避難準備、避難行動要支援者等は避難行動を開始するよう周知する。

そこで、柳津町が避難に関する情報の提供を行なった時点で、対象地区において、柳津町個人情報保護条例第8条第2項第3号「人の生命、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないとき」に該当する事態となったものとする。

### 8、避難行動要支援者台帳及び登録台帳（個別計画）の作成・共有・管理の流れ

#### (1) 対象者の把握

一元管理する、避難行動要支援者情報を元に、対象者を全町で一括リストアップする。

#### (2) 平常時の場合

##### ①避難行動要支援者登録制度の広報・周知

広報誌、ホームページ等により避難行動要支援者登録制度の周知を図る。

##### ②登録台帳（個別計画）の作成・共有・管理

避難行動要支援者台帳から登録を希望する者を抽出し、登録台帳（個別計画）を作成し、協定書を取り交わした支援団体に提供する。

支援団体は、登録台帳を破棄または紛失することのないように適切に管理するとともに、登録台帳の更新などの際に、町から登録台帳の変換を求められた場合は、速やかに返還するものとする。

#### (3) 緊急時（災害時）の場合

柳津町個人情報保護条例第8条第2項第3号により避難行動要支援者者台帳を、個人情報の取り扱いについて記した協定書を取り交わした支援団体に提供する。

支援団体は、災害が収束した段階において、速やかに避難行動要支援者台帳を返却する。

## 9、避難行動要支援者台帳の更新等

要支援者の死亡・転出及び転入等により記載情報の削除・追加が必要な場合、又は関係者による記載内容の変更等の届出があった場合は随時更新を行うものとし、最低年1回は避難行動要支援者台帳全体の更新を行なうものとする。